

少数与党政権における予算編成

医療経済研究機構 政策推進部
国際長寿センター客員研究員

瀨谷 浩樹

令和7年度予算が成立した。年末の政府

の当初予算案は、社会保障関係については、いわゆる自然増6500億円に対し、社会保障関係費の伸びを実質的に高齢化による増加分に抑える、いわゆる目安対応のため、薬価改定、高額療養費の見直し等の制度改革・効率化等により、1300億円程度を抑制するという昨年までと同様のスキームの予算案だった。他方、今回の予算編成のプロセスを見ると、昨年10月の総選挙において与党が過半数割れした少数与党政権における予算編成であり、国会において、教育無償化や高額療養費等に関する予算の修正が行われるなど、極めて異例の予算編成となった。

何事もなく物事が進んでいるときは意識しないが、イレギュラーな事態が生じたときは、本来のルールが問われることとなる。そこで、今回の予算編成のプロセスを、憲

法と国会法に基づき、検証してみる。

まず、予算編成については、憲法上、内閣の権限であることから、一義的には政府の責任において当初予算の作成が行われるが、国会において円滑な成立を期す観点から、通常、予算編成段階から与党との調整が行われる。今回の予算については、与党のみでは国会で成立させることが困難であることから、予算編成段階から、一部野党との協議も行われた。

次に、国会提出後に予算の修正が行われたが、予算の修正については、一定のルールがある。

まず、内閣が予算を修正する場合であるが、国会法第59条においては、内閣が各議院の議案を修正する場合には、その院の承諾を要するとされている。したがって、政府が当初予算を修正する場合には、衆議院の承諾を得た上で修正案を提出することが

必要となる。

次に、国会が予算を修正する場合であるが、国会法第57条の2においては、国会における予算に係る修正の動議、同法第57条の3においては、国会による予算の増額修正に係る内閣に対する意見の聴取規定がおかれている。このような規定を踏まえると、国会修正により、予算の増額を含め予算の修正は可能であると考えられる。ただし、過去に、国会の増額修正に関して、予算提案権は憲法上内閣の専権事項であることから、提案権を害するような修正はできないとの政府の国会答弁がある。

今回の予算については、まず衆議院において、政府の当初予算を、増額ではなく減額する国会修正が行われたが、これは、こうした規定や見解も踏まえたものと考えられる。

また、国会法第83条においては、例えば



濱谷 浩樹

HIROKI HAMAYA

プロフィール

一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会
医療経済研究機構 政策推進部
国際長寿センター客員研究員
東京海上日動火災保険株式会社 顧問
元厚生労働省保険局長
生年月日 1963年3月30日
出身地 北海道

【学歴】

1985年 3月 東京大学法学部卒業

【職歴】

1985年 4月 厚生省入省
1999年 8月 厚生省保険局企画課
2000年 7月 厚生省大臣官房政策課
2001年 1月 内閣官房行政改革推進事務局
特殊法人等改革推進室企画官
2002年 8月 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策官
2004年 7月 厚生労働省保険局総務課老人医療企画官
2006年 9月 厚生労働省年金局企業年金・
国民年金基金課長
2008年 7月 文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
2011年 7月 厚生労働省保険局国民健康保険課長
2012年 9月 厚生労働省保険局総務課長
2013年 7月 厚生労働省大臣官房参事官(人事担当)
2014年 7月 厚生労働省大臣官房人事課長
2015年10月 厚生労働省大臣官房審議官
(老健、障害福祉担当)
2016年 6月 厚生労働省大臣官房審議官
(医療介護連携担当)
2017年 7月 厚生労働省老健局長
2018年 7月 厚生労働省子ども家庭局長
2019年 7月 厚生労働省保険局長
2022年 6月 厚生労働省退職
2022年11月 東京海上日動火災保険株式会社 顧問
2022年12月 一般財団法人 医療経済研究・
社会保険福祉協会
医療経済研究機構 政策推進部
国際長寿センター客員研究員

参議院において議案を修正した場合、衆議院に回付し衆議院が同意の有無を議決すること、同法第85条においては、予算について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかったときは、衆議院は、両院協議会を求めなければならないこととされている。また、憲法上、両院協議会を開いても意見が一致しないとき又は参議院が衆議院の可決した予算を受け取った後30日以内に議決しないときは、衆議院の議決が国会の議決

となる。

今回の予算については、参議院において予算額は同額の予算の再修正を行った上で30日以内に議決し、回付を受けた衆議院がこれに同意したことから、参議院の議決が国会の議決となった。

予算は年度内に成立したが、地方自治体や保険者においては、通常、年末の政府当初予算案を基に予算編成やシステム改修の準備等を進めており、国会修正は、こうし

た実務に少なからぬ影響を与えた。

予算の国会修正については、国会における熟議の結果であり、民主主義が機能していることの表れであると考え、国会審議においては、実施時期など実務への影響も考慮することを望みたい。

記事提供 社会保険出版社